

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 24 日

各 都 道 府 県
市 区 町 村 放課後児童健全育成事業担当部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

放課後児童健全育成事業における土曜日等の利用児童が少数の場合の開所要件
の再周知について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

放課後児童クラブの運営に当たり、土曜日等で利用児童が少数である場合の開所要件については、これまで「放課後児童健全育成事業に係る Q&A（平成 28 年 3 月 11 日現在）」等で考え方をお示しするとともに、昨年 10 月には会計検査院法第 34 条の規定に基づき、会計検査院長から厚生労働大臣宛に是正改善の処置が求められたことから、利用児童が少数である場合の開所要件に関する Q&A を集約し、あらためて周知させていただきますところ です。

今般、第 208 回国会における「令和 2 年度決算審査措置要求決議（令和 4 年 6 月 13 日）」において、再度、放課後児童健全育成事業における、利用児童が少数の土曜日等の支援員の配置等に係る開所要件の周知徹底が求められたところ です。

各市区町村におかれては、下記の事項に留意いただき、利用児童が少数の土曜日等の開所について、適切にご対応いただくとともに、管内放課後児童クラブに対する周知方お願い致します。

記

1 利用児童が少数の土曜日等における開所の考え方について

利用児童が少数の土曜日等における開所については、以下の内容に留意の上、運営を行っていただくようお願い致します。

- ・利用児童が少数の場合においても、各市区町村が条例で定める基準を満たさない数の放課後児童支援員等の配置により支援を行った場合は、開所日数に含めることはできないこと。
- ・また、複数の「支援の単位」を合同で実施することも可能であるが、その実施にあたり、各市区町村が条例で定める 1 つの支援の単位の職員配置基準等のみ満たして実施する場合は、当該支援の単位のみ開所しているものとしなければならない、複数の支援の単位が開所しているとみなすことはできないこと。

2 やむを得ない理由により閉所した場合の取扱いについて

当初開所予定であったが、感染症の発生や利用予定だった児童の利用キャンセル等やむを得ない理由により閉所したような場合にあっては、開所日数に含めても差し支えありません。なお、もともと終日開所予定は無かったが、急遽の利用申し込みを想定し、勤務体制を整えていたという場合であっても、利用児童がおらず実際には開所をしていない場合は、開所日数に含めることはできません。

以上

(「放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定等の状況について(内閣総理大臣及び厚生労働大臣宛) 掲載場所 URL)

https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary02/pdf/fy02_3436_14.pdf

(第 208 回国会「令和 2 年度決算審査措置要求決議」掲載場所 URL)

https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/k028_061301.pdf

厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課健全育成係 TEL:03-5253-1111 (4966、4845) E-mail:clubsenmon@mhlw.go.jp
--

放課後児童健全育成事業に係るQ&A【平成28年3月11日現在】（抜粋）

No	該当項目	質問	回答
6	放課後児童健全育成事業	利用児童の少ない土曜日に、A、B2つの「支援の単位」が合同で一つの支援の単位として支援する場合、国庫補助基準額の算定に当たっては、放課後児童支援員及び補助員の人数にかかわらず、A、Bそれぞれの支援の単位において、当該土曜日を開所日数に含めて差し支えないか。	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）としていることから、この基準を満たさない状態で運営されている場合については、開所日数に含めることはできない。 なお、A、Bどちらの「支援の単位」の開所日数に含めるかについては、当該土曜日における放課後児童支援員等の配置状況により考えることを基本とし、例えば、Aの放課後児童支援員とBの補助員が配置されていた場合は、Aに含めるなどの方法により算定されたい。
7		土曜日以外の平日に、利用児童が少ないA、B2つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」を合同で一つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」として運営することは可能か。 また、長期休暇の開閉所時等、利用児童が少ない時間帯のみA、B2つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」を合同で一つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」として運営することは可能か。	利用児童が少ない平日又はその時間帯に、A、B2つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」を合同で一つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」として運営することは可能である。 ただし、それぞれの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」において、各市町村が条例で定める基準（人員配置、開所時間等）を満たした状態で運営するとともに、保護者や利用児童に対して、事前に当該運営内容を説明する必要があるため、ご留意いただきたい。

職員に関する基準は「参酌すべき基準」に改正（令和2年4月1日施行）されていますので、令和2年度以降は、市町村が条例で定める基準により判断することとなります。

放課後児童健全育成事業に係るQ&A【平成29年6月20日現在】（抜粋）

No	該当項目	質問	回答
3	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの開所日数について、年間を通じて250日以上開所する予定であったが、ノロウイルス等が発生し、閉所した日があったため、結果的に249日以下となった。（閉所中は、職員は消毒等の事務処理のため勤務していたが、児童の受入は行っていなかった。） 当初開所を予定していたが、やむを得ず閉所した場合は開所日数としてカウントして差し支えないか。	差し支えない。 ただし、その日は事業所の運営規程上開所としていたということ、やむを得ない理由で閉所としたことがわかるよう、書類を揃えておいていただくようご留意願いたい。